

# 雇用保険法施行規則の一部を改正する省 令案要綱

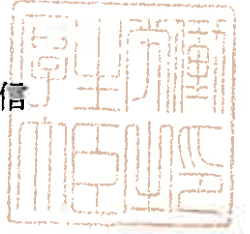
厚生労働省発職 0430 第2号

令和2年4月30日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の  
意見を求める。

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度について、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対して、次の特例措置を講ずるものとする。

一 令和二年四月八日から同年六月三十日までの期間中の休業等に関し、新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて次のいずれにも該当するもの（二に該当する事業主を除く。）に対する新型コロナウイルス感染症に際し行う休業等（以下「休業等」という。）に係る助成率を、職業安定局長が定める方法により算定した額の五分の三までの部分の額の十分の九の額に、当該職業安定局長が定める方法により算定した額の五分の三を超える部分の額を加えた額に引き上げること。

1 令和二年一月二十四日から判定基礎期間の末日までの間（以下「基準期間」という。）において、事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

2 事業所において役務の提供を行っていた派遣労働者又は期間の定めのある労働契約を締結する労働

者であつて基準期間内に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

3 中小企業事業主であること。

4 対象被保険者の休業等に係る手当又は賃金の支払率（就業規則その他これに準ずるものにより算定した当該手当又は賃金の支払の基礎となつた期間における平均賃金に占める支払つた休業等に係る手当又は賃金の割合をいう。（二の4において「休業手当等支払率」という。）が五分の三を超える事業主であること。

二 令和二年四月八日から同年六月三十日までの期間中の休業等に関し、新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて次のいずれにも該当するものに対しては、休業等に係る被保険者に支払つた手当又は賃金の額に相当する額を支給するものとする。

1 基準期間において、事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

2 事業所において役務の提供を行つていた派遣労働者又は期間の定めのある労働契約を締結する労働

者であつて基準期間内に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

3 中小企業事業主であること。

4 休業手当等支払率が一以上又は休業等に係る手当又は賃金が基本手当日額の最高額を超える事業主であること。

5 新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要があるものとして職業安定局長が定める要件に該当する事業主であること。

第二 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、令和二年四月八日以降に開始した休業等について適用することとし、令和二年四月八日前に開始したこの省令による改正前の休業等に係る雇用調整助成金の支給については、なお従前の例によること。